

議案第110号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物の連携に関する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
別表第10 4の項中(6)の次に次のように加える。

- (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合  
当該計画に係る全ての建築物について、当該建築物ごとに、(1)から(6)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額

別表第10 5の項中(6)の次に次のように加える。

- (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額  
ア 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定済計画」という。）に記載された法第29条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項に変更がある場合 当該変更に係る建築物について、当該建築物ごとに、(1)から(6)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額

イ 認定済計画に新たな他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合 当該新たな他の建築物について、当該建築物ごとに、4の項(1)から(6)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額

別表第10備考第1項中「法第30条第2項」の次に「（法第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。